

(参考) 2 傷病等級表

傷病等級	障 害 の 状 態
第 1 級	1 両眼が失明しているもの 2 咀嚼^{そしゃく}及び言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に介護を要するもの 5 両上肢^しをひじ関節以上で失ったもの 6 両上肢^しの用を全廃しているもの 7 両下肢^しをひざ関節以上で失ったもの 8 両下肢^しの用を全廃しているもの 9 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 2 級	1 両眼の視力が0.02以下になっているもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、随時介護を要するもの 4 両上肢^しを手関節以上で失ったもの 5 両下肢^しを足関節以上で失ったもの 6 前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの
第 3 級	1 1 眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になっているもの 2 咀嚼^{そしゃく}又は言語の機能を廃しているもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を有し、常に労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの 6 第 3 号及び第 4 号に定めるもののほか、常に労務に服することができないもの その他前各号に定めるものと同程度以上の障害の状態にあるもの